

(作成日：平成 21 年 10 月 30 日)
(最終更新日：令和 7 年 10 月 10 日)

タイ向け輸出牛肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、タイ向け輸出牛肉（骨なし肉、骨付き肉及び内臓に限る。以下同じ。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 18 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定の手続について

- (1) と畜場及び食肉処理場（本要綱において「と畜場等」という。また、食肉処理場とは牛肉を分割し、又は細切する施設をいう。）の設置者は、タイ向け輸出牛肉を取り扱おうとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市長（本要綱において「都道府県知事等」という。）に別紙様式 1－1 及び 1－2 並びに関係書類を添付して申請すること。
- (2) 都道府県知事等は、(1) の申請を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、別紙様式 2 に食肉衛生証明書発行機関の公印を押印した別紙登録書及び 5 の条件に関する関係書類を添付して厚生労働省宛て報告する。なお、別紙登録書に記載する施設番号は、アルファベットと数字の組合せとすること。
 - ア と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を有し、と畜場法及び食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
 - イ 食肉処理場はと畜場に併設され、とさつ、解体、分割及び細切（以下「とさつ等」という。）が一貫して行われていること。
 - ウ 本要綱に基づいた輸出基準の遵守体制が備わっていること。
- (3) 厚生労働省が(2) の報告を受けた場合、当該内容をタイ政府に通知する。
- (4) なお、タイ政府に通知後、認定されたと畜場等（本要綱において「認定と畜場等」という。）においてとさつ等が行われ、かつ食肉衛生証明書が添付された牛肉は、タイ政府により輸入が認められる。

3 タイ向け輸出牛肉の要件

- (1) 個体識別番号により平成 13 年 11 月 1 日以降に日本において生まれ、飼育されたことが確認できる牛由来であること。
- (2) 公的獣医師によると畜検査を受けた牛由来であること。

- (3) 圧縮空気等を頭蓋腔に注入する機器を用いたスタンニングやピッシング処理を行っていない牛由来であること。
- (4) 機械的回収肉及び回腸遠位部を含まないこと。
- (5) と畜検査に合格し、BSEに感染していない又はその疑いがないと診断された牛由来であること。
- (6) と畜検査員又は食品衛生監視員の監視下にある施設においてと畜、加工及び保管されたものであること。
- (7) 人の健康を害する保存料、添加物又はその他の物質を含んでいないものであること。
- (8) 食品衛生法等に基づく残留物質及び微生物の検査プログラムに従って製造されたものであること。

4 認定後の事務等

(1) タイ向け輸出牛肉の食肉衛生証明書について

ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。本要綱において「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式3-1による食肉衛生証明書発行申請書を提出し、別紙様式3-2の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱において「輸出証明書発給システム」という。）又は電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添1によることとする。

イ 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が認定と畜場等で適切にとさつ等が行われ、タイ向け輸出が可能なものであることが確認できたものについて食肉衛生証明書を別添2「食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行すること。

ウ 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。

エ 食肉衛生証明書は、原本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

カ 発行した食肉衛生証明書及び関連書類は、証明書発行の日から1年間保管す

ること。

(2) 認定施設の定期的な確認等

都道府県知事等は、と畜検査員又は食品衛生監視員に定期的な認定と畜場等における認定要件の確認を実施すること。この場合、と畜検査員又は食品衛生監視員は、認定と畜場等において、2 (2) のアからウまでが適正に実施されていることの確認を行うこと。

(3) 認定と畜場等の除外等

ア 都道府県知事等は、認定と畜場等について、2 の (2) の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からのタイ向け輸出牛肉に対する食肉衛生証明書の発給を停止する措置をとること。

イ 都道府県知事等は、上記アの措置をとった際には、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、当職あて報告すること。

(4) 変更の届出

都道府県知事等は、と畜場等の設置者又は都道府県知事等が2 の (2) に規定する別紙登録書の内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を、変更後の別紙登録書により厚生労働省へ報告すること。

5 不正防止事項

不正を防止するため、以下の事項について証明書発行食肉検査所が管理すること。

- (1) 輸出牛肉を直接個装する個々の容器包装には検査済証（別紙様式4）を貼付等すること、又は個々の容器包装に検査済証がない場合は、それらを一つにまとめる容器包装（透明のビニル袋等）に代表して検査済証を貼付等すること。
- (2) 輸出牛肉の梱包（カートン等）にも検査済証が貼付され、かつ梱包の開封時には当該検査済証が破られるように貼付すること。

6 表示事項

輸出牛肉の梱包には次の事項が表示されること（英語）。

- (1) 獣畜の種類及び部位名
- (2) 原産国名（Product of Japan と記載すること）
- (3) 製造所名
- (4) 施設番号
- (5) とさつ年月日（日、月、年の順番に記載すること）
- (6) 重量

7 その他の留意事項

- (1) 梱包後の製品を輸送する車両やコンテナは消毒や洗浄等を行い、衛生的な状態を維持すること。
- (2) 牛肉の細切を行う場合、細切を行う場所は、認定と畜場等の敷地内にある別棟

の食肉処理場に設けることができること。

- (3) 牛肉の細切を行うため、認定と畜場等の敷地内にある別棟の食肉処理場へ牛肉を運搬する場合は、個包装するなど牛肉の汚染を防ぐための措置を講じるとともに適切に温度管理を行うこと。

(別添 1)

輸出証明書発給システム又は電子メールによる
食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

申請者は、牛肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式 6-1 による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別添 2)

食肉衛生証明書発行に係る留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し食肉衛生証明書を作成すること。

また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記 2、3 の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 食肉衛生証明書には検査員の署名と重ならないように公印を押印すること。
また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が 3 枚組で当該ページが 1 ページ目の時は 1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No. 2200001 dated 31/1/2022)

(別紙様式 1－1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名
電話番号

タイ向け輸出と畜場認定申請書

タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類
（別紙のとおり）

(別紙)

1 と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）

2 と畜場の平面図

3 今後の輸出計画

4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書

5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式 1－2 食肉処理場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその名称、所在地、及び
代表者氏名
電話番号

タイ向け輸出食肉処理場認定申請書

タイ向け輸出牛肉を取り扱う食肉処理場として認定を受けたく、下記により
関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 食肉処理場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類
（別紙のとおり）

(別紙)

- 1 食肉処理場の現状が確認できる書類（食肉処理場の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理場の組織及び責任体制、生産能力等）
- 2 食肉処理場の平面図
- 3 今後の輸出計画
- 4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能

(別紙様式2 都道府県等報告様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

タイ向け輸出牛肉の取扱いについて

下記施設をタイ向け輸出牛肉を取り扱う施設として認定しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地（法人にあっては法人番号）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所
- 3 添付書類
 - (1) 別紙登録書
 - (2) 不正防止事項に関する書類
 - (3) 申し出を受けた設置者の提出書類

タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場
Slaughterhouse and Cutting Plant Handling Boneless Beef for the Exportation to Thailand

都道府県または保健所設置市 Prefecture or City	公 印 Official Stamp
(和)	S A M P L E
(英)	
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority	
(和)	
(英)	

(認定と畜場) Authorized Slaughterhouse

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認 定 年 月 日 (西 暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

(認定食肉処理場) Authorized Cutting Plant

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認 定 年 月 日 (西 暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

住所
氏名
(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)
担当者氏名 :
所属部署 :
担当者電話番号 :
E-mail :

タイ向け輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱うタイ向け輸出牛肉に添付する食肉衛生証明書の発行を申請します。

記

1 基本情報 (英語記載)

荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
と畜場	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	と畜年月日	
食肉処理施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	加工年月日	

梱包形態（包装の種類）	
合計梱包の数（数量・単位）	
合計正味重量（Net weight）	Kg

2 明細情報（英語記載）

加工種類 （カッティング等） ※部位名を記載	
------------------------------	--

3 証明書の交付（受領場所）

☐ 郵送等による受領を希望

☐ 手交による受領を希望

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND
WELFARE OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
BONELESS BEEF, BEEF AND THEIR EDIBLE PRODUCTS
FROM JAPAN TO THE KINGDOM OF THAILAND

No. :

DATE :
(Day, Month, Year)

I. Identification of the products

(Type of cuts)	
(Number of pieces or package)	(Net weight)
(Exporter)	(Exporter address)
(Consignee)	(Consignee address)

II. Origin of products

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		

Date of slaughter : Date of production :

Type of package of the meat :

I hereby certify that:

- 1) The cattle were born after the ban on the feeding of meat-and-bone meal and greaves derived from ruminants was effectively enforced on 1st November 2001 and reared in Japan.
- 2) The cattle have received ante-mortem and post-mortem inspections by full-time authorized veterinary official of Japan.
- 3) The product was obtained from animals which were not stunned by means of gas injection in the cranial cavity or cutting of the spinal cord by laceration of the central nervous tissue by means of introducing a sharp cutting instrument in the cranial cavity, or by a pithing process.
- 4) The product does not contain meat from mechanically separated meat and distal ileum of small intestine.
- 5) The product was derived from animals which passed ante- and post-mortem inspection to determine uninfected with BSE or without suspicion of BSE.
- 6) The animal slaughter, processing, and storage of the product were from establishment(s) under inspection of Japanese authorized veterinary/public health official.
- 7) The product does not contain preservatives, additives or other substances posing a harmful risk to human health.
- 8) The product has been produced according to a residue and microbiological sampling program in accordance with regulatory requirements of Japan.

(別紙様式 3 - 2 食肉衛生証明書様式)

- 9) The establishment(s) comply(-ies) with the Regulation for Enforcement of the Abattoir Act (September 28, 1953)(Ordinance of the Ministry of Health and Welfare No. 44) (November 7, 2019)(Order of the Ministry of Health, Labour and Welfare No. 68).

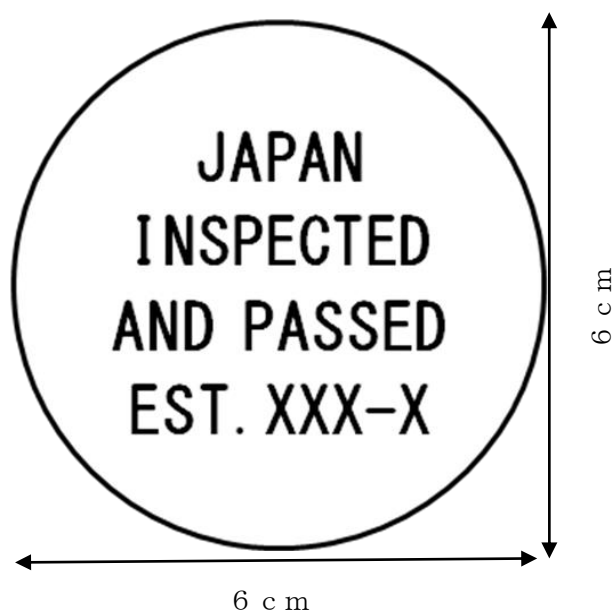
Name of meat inspector:

Official title:

Signature:

Name of prefecture or city:

別紙様式 4



フォント : MS P ゴシック太字